

議案第 8 1 号

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等において、記録等の作成及び
保管を電磁的記録により行うことを可能とするため、本条例の一部を改め
る必要があるからである。

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年北名古屋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第6章 雑則(第49条)

附則」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。